グレーゾーン解消制度等

■ 参照

- 第 1 版：P7
- 第 2 版：P8
- なお、本論点は、以下で既に解説済み
  - 法的リスクの分析フレームワーク（2019 年 1 月 15 日解説）
  - https://access-to-legal-world.mystrikingly.com/blog/35c2a75051e

■ 制度概要

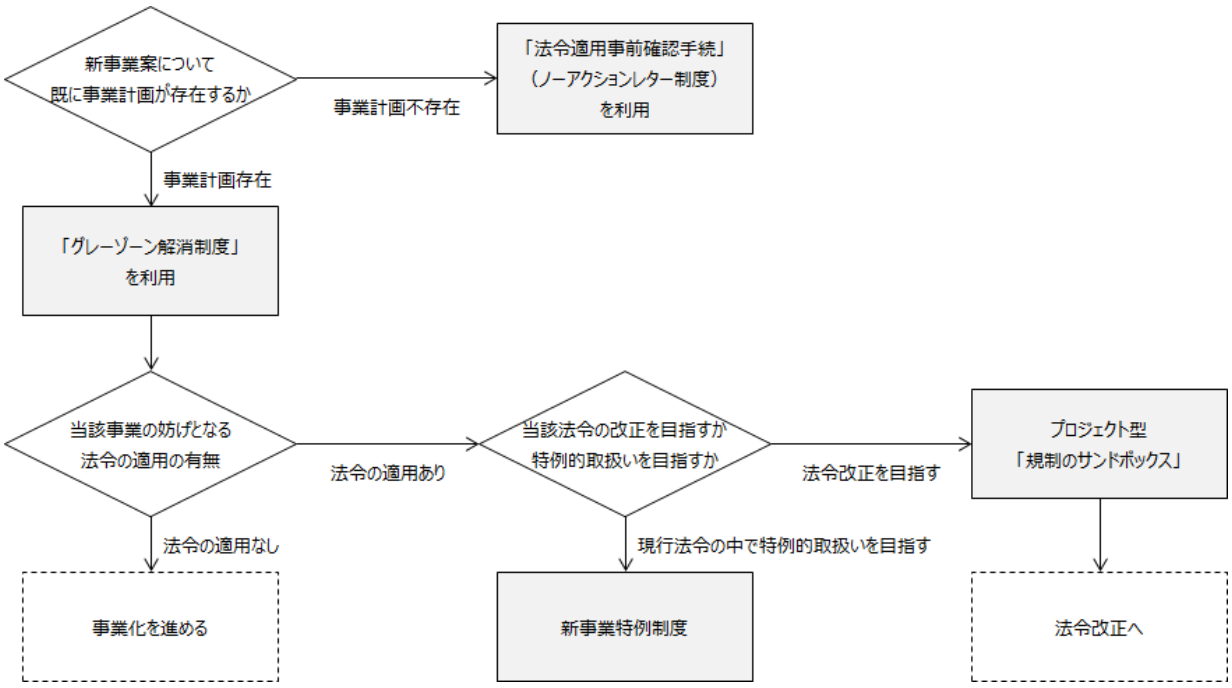

■ 3 つの制度

- 制度①：グレーゾーン解消制度
  - 複数法令の適用可能性についてのワンストップ照会
  - 例：従業員に対する給与前払いサービスは貸金業に該当しないとしたもの（2018 年 12 月 20 日回答）
- 制度②：新事業特例制度
  - 企業単位での規制の特例措置
  - 現行法令（道路交通法施行規則）では、電動アシスト自転車について、アシスト力（人がペダルを踏む力に対して駆動補助機が補助する力の比率）の上限を 2 倍と定めているところ、それよりも大きいアシスト力（3 倍）を有するリヤカー付電動アシスト自転車を物流用途に限定して活用できるとしたもの（2014 年 2 月 26 日回答）
- 制度③：プロジェクト型「規制のサンドボックス」
  - 実証実験レベルにおける法規制の一時停止